

パブリック・コメント手続（意見募集）

旅館業条例の一部改正について

意見募集期間

令和3年（2021年）

3月17日（水）～4月7日（水）

お問い合わせ先：健康部保健所生活衛生課

電話 046-824-9861（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

旅館業における衛生管理等については、国が示した技術的助言である「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に準じて、「旅館業条例」において、営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めています。

今般、国が最新の知見等が得られていること等を踏まえ、「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を改正しました。

これらの改正を受け、「旅館業条例」の見直しを行います。

つきましては、条例改正案について、市民の皆様からのご意見を募集します。

《改正する条例》

旅館業条例

【目次】

◆ パブリック・コメント手続にあたって	1
◆ 旅館業条例の一部改正について	2
◆ 意見の提出方法について	3

旅館業条例の一部改正について

1 改正概要

(1) 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水における水質基準について、以下のとおり改正します。

ア 有機物の指標として、全有機炭素（TOC）による基準を追加します。

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、これまで大腸菌群を指標としていましたが、大腸菌を指標とすることに変更します。

(2) レジオネラ属菌による事故を防止するため、衛生措置の基準について以下のとおり改正します。

ア 浴槽水の消毒について、浴槽水中の遊離残留塩素濃度はこれまで1リットル中0.2ミリグラム以上を保つこととしていましたが、0.4ミリグラム以上を保つことに変更します。また、結合塩素のモノクロラミンによる消毒の場合には、1リットル中3ミリグラム以上を保つこととする基準を追加します。

イ 集毛器は毎日消毒することとする基準を追加します。

ウ 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理することとする基準を新設します。

エ シャワーは適宜通水すると共に、シャワーヘッドとホースは適宜洗浄、消毒を行うこととする基準を新設します。

(3) その他、文言整理を行います。

2 施行日

令和3年10月1日施行予定

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和3年(2021年)3月17日(水)から
令和3年(2021年)4月7日(水)まで
- 2 あて先 健康部保健所生活衛生課環境衛生係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合)学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・健康部保健所生活衛生課(ウェルシティ市民プラザ3階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
 - ・各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-0046
 - 横須賀市西逸見町1-38-11
 - ウェルシティ市民プラザ3階 横須賀市保健所生活衛生課
 - (3) ファクシミリ
 - 046-824-2192
 - (4) 電子メール
 - hls-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。